

中型自動車・中型免許の新設

- 平成19年6月2日施行 -



新しい免許制度

現行制度	普通自動車	大型自動車
受験資格	18歳以上	20歳以上、経験2年以上 <small>(特に大きな車両)21歳以上、経験3年以上</small>
車両総重量	8トン未満	8トン以上 <small>(特に大きな車両)11トン</small>
最大積載量	5トン未満	5トン以上 <small>(特に大きな車両)6.5トン以上</small>
乗車定員	10人以下	11人以上 <small>(特に大きな車両)30人以上</small>

新制度

	普通自動車	中型自動車	大型自動車
受験資格	18歳以上	20歳以上 経験2年以上	21歳以上 経験3年以上
車両総重量	5トン未満	5トン以上 11トン未満	11トン以上
最大積載量	3トン未満	3トン以上 6.5トン未満	6.5トン以上
乗車定員	10人以下	11人以上 29人以下	30人以上

普通第二種免許、中型第二種免許、大型第二種免許については、21歳以上で3年以上の免許経験を有することが受験資格になります。

大型特殊免許、けん引免許等の制度については変更ありません。

中型免許の適性試験・適性検査

中型免許の適性試験及び適性検査は、

視力
深視力
聴力
運動能力

について、大型免許と同じ合格基準により行われます。

どうなる？今持っている免許

普通免許を持っている方

新しい免許制度になっても、今までどおり

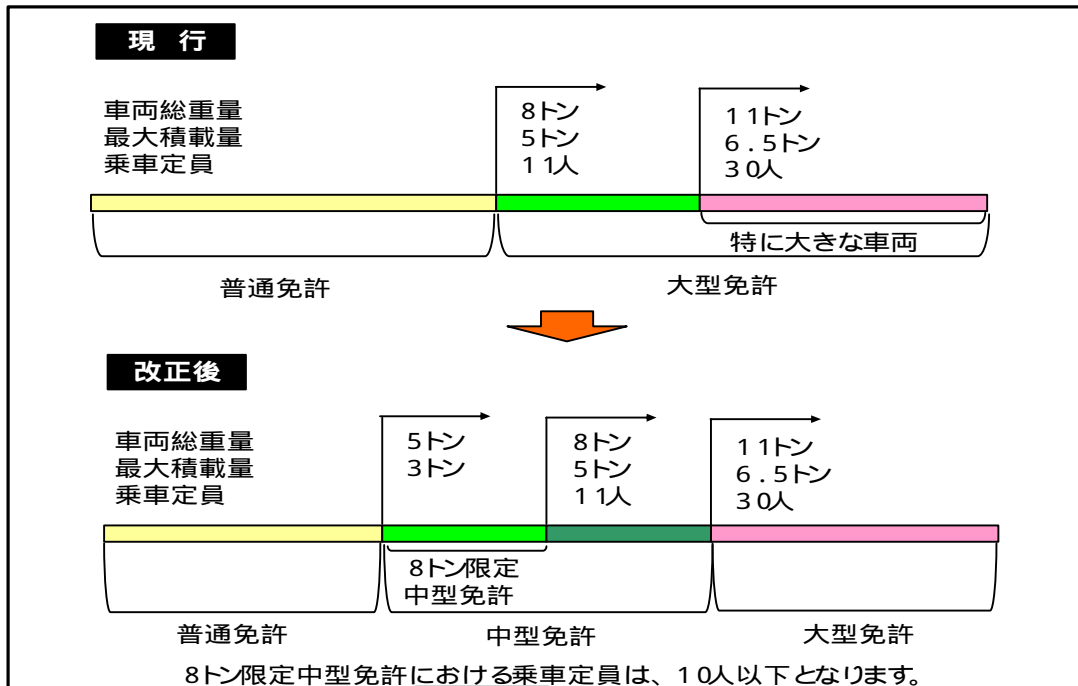
・車両総重量：8トン未満

・最大積載量：5トン未満

・乗車定員：10人以下

の車を運転することができます。運転免許証の変更等の手続きも必要ありません。普通第二種免許の方も同様です。

普通免許を持っている方は、車両総重量8トンまでの限定が付された中型免許（8トン限定中型免許）を受けているものとみなすこととされています。



Q

現在、普通免許を持っていますが、新制度になったら、いずれは8トン限定中型免許ではなく、中型免許がほしいと思っています。どのような手続きが必要ですか。

A

8トン限定中型免許の限定解除をする必要があり、次の2つの方法があります。

運転免許試験場で行う中型自動車に関する技能審査に合格する。
自動車教習所で所定の教習を受け、技能審査の例に準じた審査に合格する。

なお、8トン限定中型免許の限定解除審査では、深視力についての適性試験や適性検査を受ける必要はありません。

ただし、限定解除をした後に、中型免許を更新する場合の適性検査は、大型免許と同じく深視力を含めたものになります。

20歳未満の方、又は普通免許等を受けていた期間が通算して2年に達しない方は受けることはできません。

大型免許を持っている方

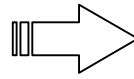
新しい免許制度になっても、運転できる車の大きさの範囲は同じです。運転免許証の変更等の手続きも必要ありません。大型第二種免許の方も同様です。

ただし、平成19年6月1日までに大型免許を取得された方は、大型免許を取得しているものとみなされますが、21歳未満の方、免許経験が3年に達しない方は、新制度における大型自動車を運転することはできません。

もっと知りたい！中型自動車・免許

高速自動車国道での最高速度

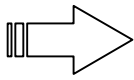
大型自動車（専ら人を運搬する構造のもの）
中型自動車（専ら人を運搬する構造のもの及び
車両総重量 8トン未満、最大積載量 5トン未満の
もの）
普通自動車、大型自動二輪車、中型自動二輪車



100Km/h

三輪のもの並びにけん引するための構造及び装置を有し、かつ、けん引されるための構造及び装置を有する車両をけん引するものを除く。

上記以外のもの



80Km/h

放置違反金や反則金の額

従来の大型自動車と同額となります。

【例：放置違反金の額】

放置車両の態様	金額
駐停車禁止場所等に駐車しているもの	2万5,000円
駐車禁止場所等に駐車しているもの	2万1,000円
時間制限駐車区間に時間超過するなどして駐車しているもの	1万2,000円

免許取得時の手数料の額

免許試験手数料や取得時の講習の手料金は、大型自動車と同額となります。